

報告第 8 号

決算に関する附属書類の提出について

地方自治法第 233 条第 5 項及び第 241 条第 5 項の規定により、
決算に関する次の附属書類を提出する。

令和元年 8 月 30 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

- 主要施策の成果報告書
- 歳入歳出決算事項別明細書
- 実質収支に関する調書
- 財産に関する調書
- 基金運用状況調書及び審査意見書